

# 文章得業生試の成立

古藤真平

【要約】 大学寮文章科の制度についての研究は、その出身者の平安初期政界・文学界での活躍にもかかわらず、桃裕行氏以後十分な進展を見ていない。第一章では、神龜五年（七二八）勅と天平二年（七三〇）太政官奏を復原的に検討し、前者が大学寮四科（文章・明經・明法・算）の成立と簡試合格を条件とした学生資格の雜任・白丁への門戸解放、後者が四科得業生制度の創設を定める法令であったことを明らかにし、文章科が秀才・進士試受験者を養成するための学科だったことを確認した。第二章では、秀才試として行われる文章得業生試、式部省が文章生を選抜する擬文章生試、及び他の三科の得業生試が、いずれも天長四年（八二七）に成立し、貞觀式で式文化したと考えるべきであると論じた。文章得業生試の成立は文章博士の地位向上をもたらす動きの一環をなすものであり、弘仁・天長年間（八一〇—八三四）には既に顯著になっていた文章科出身者の政界での活躍に新しい様相を加えるものであった。

史林 七四卷二号 一九九一年三月

## 序

平安初期九世紀政界の一樣相として大学寮文章科出身者の活躍を挙げうることは、大方の認めるところとなっている<sup>①</sup>。政界を領導するような文人勢力の形成は望むべくもなかったが、王権と貴族社会に彼等を求める時代的要請のあったことは否定できないであろう。また『凌雲集』・『文華秀麗集』・『経国集』の三勅撰漢詩文集に結実する平安初期漢文学の担い手として彼等の果たした役割は、文化史上に高く評価されるべきものである。『凌雲集』序は魏文帝『典論』論文の

文章者経国之大業、不朽之盛事。

を引用しているが、それはまさに彼等の認識そのものなのであった。

ところが文章科の制度自体についての研究は、桃裕行氏の『上代学制の研究』<sup>④</sup>以後十分に深められていると言えないのが現状である。確かに桃氏の達成は今日においても高く評価されるべきものであるが、その誤謬や論旨の不徹底な点をそのまま踏襲し続けていく弊は除いておく必要があると考ええる。

本稿は、文章得業生試の成立を中心に文章科の制度を再検討することによって、平安初期に文人官吏が活躍する背景についての理解を深めようとするものである。

① 同時代用語としては文章博（学）士・文章得業生・文章生があるのみだが、本稿ではこれらからなる大学寮の一学科の謂として文章科を便宜的に使用する。明経・明法・算の三科についても同様とし、課試には「試」を付して区別する。

② 彌永貞三氏「菅原道真の前半生——とくに讃岐守時代を中心に——」（『日本人物史大系』一、朝倉書店、一九六一年）・「仁和二年の内宴」（坂本太郎博士選歴記念会編『日本古代史論集』下、吉川弘文館、一九六二年。後に『日本古代の政治と史料』、高料書店、一九八八年に再収）、野村忠夫氏「桓武朝後半期の一・二の問題——延暦十四年十月八日格を中心に——」（『古代学』一〇—二〇四、一九六二年。後に『律令官人制の研究』、吉川弘文館、一九六七年に再収、玉井力氏「承和の変について」（『歴史学研究』二八六、一九六四年）、林陸朗氏「大江音人と菅原是善——貞観期の政界と学界——」（『上代政治社会の研究』、吉川弘文館、一九六九年）、長山泰孝氏「古代貴族の終焉」（『続日本紀研究』二二四、一九八一年）、西山良平氏「平安前期（国家史）の粗描」（『京都市立芸術大学美術学部研究紀要』三三三、一九八九年）。

③ 小島憲之氏『国風暗黒時代の文学』中（山）（瑞書房、一九七三年）。なお「凌雲集」からの引用は作品番号ともども右掲書中（中）（一九七九年）「凌雲集詩注」による。

④ 目黒書店、一九四七年。但し一九八三年の吉川弘文館の復刊本による。以下桃氏著書と略称する。桃氏以前の研究に植木直一郎氏「大宝令の大学制度を論ず」（『国学院雑誌』一三一—三〇五、一九〇七年）、春山作樹氏「町人興起以前本邦教化の発展」（一九一九—二〇年頃。『日本教育史論』（国土社、一九七九年）所収）、高橋俊乘氏「日本教育文化史」（同文書院、一九三三年）、熊谷幸次郎氏「王朝時代の大学と私学」上・下（『歴史地理』六七—三〇四、一九三六年）等があるが、本稿第二章に関する学制研究は桃氏によって始められたのであり、第一章についても同氏の研究で論点は出尽くしている。従って本稿は桃氏著書を出発点として論述していく。なお諸氏の見解の前提に『日本教育史略』（文部省、一八七七年）、『日本教育史』（佐藤誠実氏執筆、文部省総務局図書課、一八九〇年）、『古事類苑』（神宮司庁、一九〇一年）の記述があることにも注意が必要である。

## 第一章 文章科の発足と得業生制度

本章では文章得業生試成立の前史となる文章科の発足と得業生制度の設置について、神龜五年（七二八）勅と天平二年（七三〇）太政官奏の復原を行い、つつ再検討を試みる。

### 第一節 大宝令制の大学寮と課試制度

大宝令制では、大学寮に教官として博士一人（正六位下）<sup>①</sup>、助博士<sup>③</sup>（正七位下）・音博士・書博士・算博士（以上従七位上）各二人、学生として学生四百人、算生三十人が職員令大学寮条によって置かれていた。一方課試制度には秀才・明経・進士・明法・算・書の六試があり、出願要件、試験方式、合格者の処遇が学令<sup>④</sup>、選叙令<sup>⑤</sup>、考課令<sup>⑥</sup>に定められていた。大学寮を管轄し課試制度を運営するのが、「学校」と「策士試貢人<sup>⑦</sup>」を掌る式部省であった。算試に対応する算科を除けば、大宝令制の大学寮が課試制度に直接対応する学科構成をなしていなかったことが確認される。

### 第二節 大学寮の分科と得業生の設置

大宝令制大学寮の未分科状態を解消するのが神龜五年勅であり、各科に得業生を置くのが天平二年太政官奏の裁可であった。

この兩年の学制改革については桃氏以来様々な史料解釈がなされてきたが、私はそのいずれにも納得できない点があるので、以下に私見を述べてみたいと思う。

神龜五年勅としては、まず『類聚三代格』（以下『三代格』と略称）卷四に

勅 大学寮

律学博士二人 直講三人 文章学士一人 生廿人  
以前。一事已同<sub>二</sub>助博士。

神龜五年十月廿一日

がある。<sup>⑧</sup>『令集解』官位令正七位条助教の注のそれは「文章博士」・「一事以上」・「七月」（傍点筆者）とし、「生廿人」を欠く。取意文としては、『三代格』卷五所収の貞観十三年十二月二十七日付太政官符「応<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>増算博士位階<sub>一</sub>事」の一節「去神龜五年初置<sub>二</sub>律学<sub>一</sub>為<sub>二</sub>正七位下官<sub>一</sub>」がある。<sup>⑨</sup>

一方天平二年太政官奏としては、『三代格』文は欠佚のため存しないが、『令集解』職員令大学寮条の令釈に

天平二年三月廿七日奏。直講四人。一人文章博士。律学博士二人。已上同<sub>二</sub>助教。明法生十人。文章生廿人。簡<sub>二</sub>取雑任及白丁聰慧。不<sub>レ</sub>須<sub>二</sub>限<sub>一</sub>年多少<sub>一</sub>也。得業生十人。明経生四人。文章生二人。明法生二人。算生一人。並取<sub>二</sub>生内人性識聰慧芸業優長者。賜<sub>二</sub>夏人別絶一<sub>一</sub>疋。布一端。冬絶二疋。綿四屯。布二端。食料米日二升。豎魚海藻雜魚各二兩。塩二夕。

とあるのが最も詳しい。引用文としては『本朝文粹』卷二所収の天長四年六月十三日付太政官符「応<sub>レ</sub>補<sub>二</sub>文章生并得業生<sub>一</sub>復<sub>二</sub>旧例<sub>一</sub>事」の

天平二年三月廿七日格條。文章生廿人。簡<sub>二</sub>取雑任及白丁聰慧。不<sub>レ</sub>須<sub>二</sub>限<sub>一</sub>年多少<sub>一</sub>者。

『日本紀略』承和四年七月丁丑（十六日）条の大学寮の言上の

去天平二年三月格。文章生廿人。簡<sub>二</sub>取雑任及白丁聰慧者。

取意文として『三代格』卷五所収の弘仁十二年二月十七日付太政官符「定<sub>二</sub>文章博士官位<sub>一</sub>事」の一節「右依<sub>二</sub>去天平二年三月廿七日格。置<sub>二</sub>件官員<sub>一</sub>定<sub>二</sub>正七位下官<sub>一</sub>」があるが、いずれも『令集解』の枠内に収まるから、以下それを以て天平二年官奏を代表させる。その後半部分「得業生十人。」以下については『続日本紀』天平二年三月辛亥（二十七日）条に次のような対応記事がある。

太政官奏傳。大学生徒。既經<sub>レ</sub>歳月。習<sub>レ</sub>業庸淺。猶難<sub>レ</sub>博達。實是家道困窮無<sub>レ</sub>物資給。雖<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>好<sub>レ</sub>學。不<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>遂<sub>レ</sub>志。望<sub>レ</sub>請。選<sub>レ</sub>性  
識聰惠芸業優長者十人以下五人以上。專精<sub>レ</sub>學問。以加<sub>レ</sub>善誘。仍賜<sub>レ</sub>夏冬服并食料。(中略)詔並許<sub>レ</sub>之。

大学の生徒が経済的な裏付けのないために好学の志を遂げられない状況を改善するべく、「性識聰惠芸業優長者十人以下五人以上」を選んで衣食を支給することを請う太政官奏を天皇が許可したというもので、「十人以下五人以上」が満数承認された結果が『令集解』の「得業生十人。」以下であったと考えられる。<sup>⑭⑮</sup>

右に見て来た神龜五年勅と天平二年官奏について、桃氏は、『三代格』所収の勅の「生廿人」は「以前。一事已同<sub>二</sub>助博士<sub>一</sub>。」と合わないから、それのない『令集解』所収の勅を正しいとし、次のように立論された。神龜五年に律学・文章に教官を置き学生をして随意にこれについて学ばせていたが、天平二年に明法生十人・文章生二十人を置いて初めて学科として独立させ、両科の学生資格を定め、得業生制度を設立したのである。<sup>⑯</sup>

桃氏著書とならんで古代学制研究の必讀書となっている久木幸男氏『大学寮と古代儒教日本古代教育史研究』の見解は、神龜五年に文章・明法両科に教官と学生(但し明法生の定員は明文規定なし)が置かれ、天平二年に明法の定員と両科の入学資格が定められ、得業生制度が設けられた、というものである。<sup>⑰</sup>

他にも神龜五年勅の「生廿人」を律学博士・文章博士の下で学ぶ学生の合計人数と解する高明土氏、文章科教官名が神龜五年の「文章学士」から天平二年に「文章博士」へと変更されたとする犬塚富士夫氏等の見解がある。<sup>⑱</sup>

しかしここで重要なことは、各氏の説の細かな相違ではなく、天平二年官奏の「明法生十人。」・「簡<sub>二</sub>取雜任及白丁聰慧<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>須<sub>レ</sub>限<sub>二</sub>年多少<sub>一</sub>也。」・「得業生十人。」以下を天平二年の新制度と解するという共通項である。これら三項のうち「得業生十人。」以下については、前述の通り『続日本紀』に対応記事があり、天平二年の新制度とみなしてよい。しかし前二者も官奏にのみ見えることを以て、同じく天平二年の新制としてよいであろうか。

これらが同年の新規定だとすると次のような問題が生じてこよう。「生廿人」を神龜五年勅文と認める場合、それを文

章生のこととするならば、文章生と明法生の定員の規定化が二年ずれること、文章生の資格が二年間無規定だったことの二点が説明できない。文章博士・律学博士について学ぶ学生の総数であるとしても、その学生資格が二年間規定なしというのはやはり不都合である。「生廿人」を否定して文章・明法両科学生の設置と学生資格の決定を天平二年で揃える場合には矛盾は一応回避されるが、そもそも「以前。一事已同<sub>三</sub>助博士。」と矛盾するからといって「生廿人」を否定してしまうこと自体に問題がある。『令集解』の文はおそらく『弘仁格』をもとにして、正七位下相當官の助教の注として必要な律学博士・直講・文章博士の定員と待遇についての字句を書き出したために「生廿人」を落としたと解することができるからである。桃氏は『続日本紀』天平二年三月丁亥(三日)条

天皇御<sub>三</sub>松林宮。宴<sub>三</sub>五位以上。引<sub>三</sub>文章生等<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>賦<sub>三</sub>曲水。賜<sub>三</sub>純布<sub>二</sub>有<sub>レ</sub>差。

の「文章生」を制度前の実体とされるが、恣意的な解釈と言わざるを得ない。このようにして生じて来る問題は、「明法生十人」・「簡<sub>三</sub>取雜任及白丁聰慧。不<sub>レ</sub>須<sub>レ</sub>限<sub>三</sub>年多少<sub>二</sub>也。」を天平二年の新規定と解する方針の放棄によってしか解決できないはずである。

古く柿村重松氏は、官奏の前半部分は神龜五年勅を引用しただけで天平二年に定められたのは得業生制度のみである、と指摘しておられる。私はこれこそが問題解決の唯一の方法と考えるが、その場合、同じ神龜五年勅の規定でありながら『三代格』と官奏引用部分の間になぜ字句の相違が生じたのかを説明する必要がある。柿村氏はこの点について何も述べられず、学説としての定立には到らなかったが、今日の我々にはそれを説明する鍵が与えられている。即ち原法制史料に格編纂時の現行法を踏まえた変改の加えられた例があるという吉田孝氏の、原史料の格と式への採録の相互関係に留意する必要があるという福井俊彦氏の指摘である。それをもとに私なりの解答を示してみたい。

まず私見を加えて作成した神龜五年勅復原案は左の通りである。

勅

大学寮

直講四人一人一文  
章学士 律学博士二人

以前。一事已上同三助博士。

明法生十人 文章生廿人

学生者。簡三取雜任及白丁聰慧。不レ須レ限二年多少一也。

神龜五年七月廿一日

以下復原の根拠と『三代格』文への変改について説明する。

(1) 「直講四人一人一文  
章学士 律学博士二人」

神龜五年の直講設置は、川北氏が明快に指摘されたように、唐の長安四年(七〇四) 国子監の直講が四人と定められたことを受けてのことであろう。とすれば官奏の「直講四人一人一文  
章博士」の方が『三代格』の「直講三人 文章学士一人」よりも原勅の形式を正しく伝えていると考えるべきである。『三代格』が「律学博士二人」を前に出し、「文章学士一人」を直講から切り離れたのは、「文章学士一人 生廿人」と表記するためであった。しかしそのために「以前。一事已上同三助博士。」と「生廿人」とが矛盾することになったのである。

(2) 「一人文  
章学士」

『三代格』の「文章学士」を採用した。文章科の教官名は他のほとんど全ての場合文章博士が用いられている。しかし明法科教官の創設時の名称が律学博士でありながら、一般に明法博士が用いられていることを考慮すれば、文章科教官の創設時の名称が文章学士であつても不都合はなく、『三代格』本文にはそれなりの根拠ありとすべきである。官奏と『令集解』官位令正七位条の勅は、筆写の過程で、一般化していた文章博士に摩り替わつたと見ておきたい。両科の教官名の問題を制度的な変更によるとする必要があると思ふ。

(3) 「以前。一事已上」

『令集解』官位令正七位条によって『三代格』に欠けている「上」を補った。官奏では「以前。一事」が脱落している。(4) 「助博士」

官奏は「助教」とするが養老令制の官名が筆写の過程で災いしたものであろう。『三代格』・『令集解』官位令正七位条の神龜五年勅だけでなく、『令集解』学令博士助教条、在学為序条の古記にも「助博士」とあり、大宝令制下の官名は助博士だったと考えられるからである。

(5) 「明法生十人」

明法生の定員を十名から二十名に増員する延暦二十一年（八〇二）六月八日格（太政官奏）<sup>③</sup>が弘仁格に収められている。つまり弘仁格編纂時にこの規定は死文化しており、そのために不要として削除されたと考えられる。

(6) 学生資格

敢えて「学生者。」を挿入して復原した。その理由は「簡取雜任及白丁聰慧。不須限年多少也。」が、「簡取」を条件としつつも身分・年齢による制限をしないという点で、延喜大学式学生試条

凡遊学之徒。情願入学。不限年多少。惣加簡試。其有通一經。聽預學生。但諸王及五位已上子孫。不煩簡試。

と趣旨を同じくしており、その弘仁式での式文化の法源になったと考えるからである。とすればそれを「明法生十人 文章生廿人」のみに関わる規定と解すべきでないことは明らかであろう。『三代格』の神龜五年勅にこの規定が見えないのは、それが弘仁大学式に採録され、弘仁格文としては省かれることになったからと考える。この勅の規定により、「五位以上子孫及東西史部子」を主、「八位以上子」の志望者を従とする大学寮入学の身分制限と、「年十三以上十六以下」なる入学年齢制限を定めた学令大学生条は大きく修正されたのである。

(7) 勅の発令月



『三代格』は「十月」とするが、『弘仁格抄』・『令集解』官位令正七位条に従い、「七月」とした。

以上をまとめて『三代格』神龜五年勅文の成立過程を再現すると、学生資格の改正は式文に譲り、死文化した明法生の定員は削除、本来直講の一人だった文章学士を切り離して文章生と併せて記し、律学博士を前に移すという手順となる。こうしてできあがった弘仁格文を我々は『三代格』で見ているのである。

かくして『三代格』神龜五年勅も天平二年官奏の前半部分も、もとは同じ神龜五年七月二十一日付勅だったことが説明され、柿村氏の指摘の正しさを証明できたと考える。従って神龜五年・天平二年の学制改革で定められたことは以下のよう確定される。

一、神龜五年、文章学士一人を含む直講四人、律学博士二人が助博士と同格の教官として、律学博士・文章学士の下で学ぶ明法生十人・文章生二十人が学生として大学寮に新置された。同時に大学寮に学ぶ学生全体についての、入学に際しての身分・年齢制限が、簡試合格を条件として撤廃された。ここにおいて大宝令制の「学生四百人」は明経科となり、明経・文章・明法・算の四学科が成立した<sup>④</sup>。

二、天平二年、大学寮の四学科にそれぞれ四・二・二・二名の得業生が置かれ、衣食の支給を受けることになった。

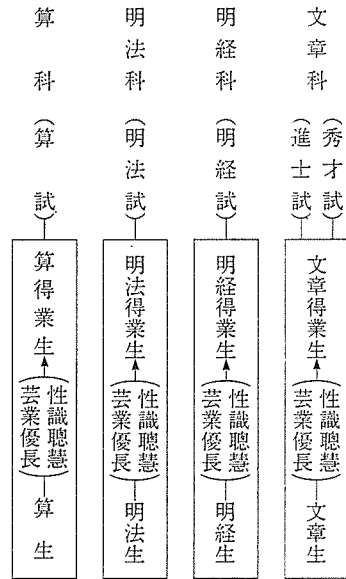
### 第三節 文章科と得業生制度の性格

前節での検討により神龜・天平の学制改革の全貌が明らかになった。本節ではこの改革によって発足した文章科の設置理由と四科得業生の位置付けについて考える。

桃氏は、令制の大学寮の構成が課試制度に適合的でなかった点を解決するために、秀才・進士、明法試の受験科として文章、明法両科が創設され、さらに課試のより直接的な受験候補者として得業生が各科に置かれたとされた<sup>⑤</sup>。

明経・明法・算科がそれぞれ明経・明法・算試に対応する以上、文章科が秀才・進士試に対応する学科として設置され

図 1



されたこと、文章科の中でも特に文章得業生二人が兩試受験をより強く期待されていたことを端的に述べたものである。文章科と兩試の対応関係を直接示す奈良時代の史料はないが、秀才・進士の挙送について定める学令講説不長条と考課令秀才条の『令集解』古記には「文藻。謂<sub>レ</sub>文章一種也。」・「秀才。謂<sub>レ</sub>文章博士也。方略。謂<sub>レ</sub>无<sub>レ</sub>端大事也。」とある。これにより天平十年（七三八）成立の古記が兩試と「文章」の親近性を認識していたことが知られ、間接的な証明にはなるであろう。<sup>③</sup>

最後に、大学寮四科の課試制度との対応関係を図示すれば図1のごとくである。

- ① 大宝令制と養老令制が基本的に同じであったとして論を進める。野村忠夫氏「明法試の成立過程—養老令創始説の提唱—」（『古代学』一四一—、一九六七年。後に『律令政治の諸様相』、塙書房、一九六八年に再収）は大宝令制に明法試がなかったとするが、早川庄八氏「奈良時代前期の大学と律令学」（『万葉集研究』七、塙書房、一九七八年。後に『日本古代官僚制の研究』、岩波書店、一九八六年に再収）の批判が有効と考える。
- ② 官位令による相当位。以下同じ。
- ③ 養老令制の「助教」が大宝令制では「助博士」だったことについては第二節(4)参照。

たと考えることは自然であり、「性識聰慧芸業優長」であるとして特別に衣食を支給される得業生が他の学生よりも課試受験を強く期待される存在だったとすることも首肯できる。桃説は妥当な見解として承認されるべきであろう。桃氏も取り上げられたように、前節前掲天長四年六月十三日付太政官符に引く都腹赤牒の

依<sub>レ</sub>令有<sub>二</sub>秀才進士二科<sub>一</sub>。課試之法。難易不<sub>レ</sub>同。所以元置<sub>二</sub>文章得業生二人<sub>一</sub>。随<sub>二</sub>才学之浅深<sub>一</sub>。擬<sub>二</sub>三科之貢举<sub>一</sub>。

なる意見は、文章科が秀才・進士試に対応する学科として設置

④ 通二經条、講説不長条、書学生条。

⑤ 秀才進士条、秀才出身条。宝龜二年(七七二)から延暦二十一年(八〇二)にかけての合格者叙位法改正については、序注②前掲野村氏論文及び久木幸男氏「大学寮寛書」(『横浜国立大学教育紀要』一八、一九七九年)を参照。秀才出身条・学令書学生条及び延暦二十一年制(△)を付す。それまでは式部留省となり考満叙位を待たねばならなかった)による合格者の叙位階は以下の通りである。

正八位上 秀才上々第

正八位下 秀才上中・明経上々第

従八位上 明経上中第

従八位下 進士甲第

大初位上 進士乙・明法甲・算甲第

〈秀才上下第〉

大初位下 明法乙・算乙第

〈秀才中上・明経上下第〉

少初位上 〈明経中上第〉

⑥ 秀才条、明経条、進士条、明法条、貢奉人条、貢人条。

⑦ 職員令式部省条。

⑧ 国史大系本の本文は不完全なので、関晃氏監修、熊田亮介氏校注・解説『狩野文庫本類聚三代格』(吉川弘文館、一九八九年)に拠った。なお国史大系本からの引用は以下一々注記しない。また史料引用に際しては必ずしも校訂本に従わず、異本注記を参照したり私見を加えて改めてある点、了解されたい。

⑨ 大宝令の助博士↓養老令の助教の相当位が正七位下(『令集解』官位令正七位条)で「一事已同助博士。」により「律学博士二人」の相当位も正七位下となる。「一事已上」は「全ての事に關して」ということである。加藤優氏「良弁と東大寺別当制」(奈良国立文化財研究

所創立30周年記念『文化財論叢』、同朋舎出版、一九八三年)の注9参照。

⑩ 以上の神龜五年勅が『弘仁格抄』式部上の

勅 大学寮

神龜五年七月廿一日に当たることは言うまでもないであろう。

⑪ 瀧川政次郎氏「九条家弘人格抄の研究」(『法学志林』二八―五―一二、一九二六年。後に『律令格式の研究』、角川書店、一九六七年に再収)、飯田瑞穂氏『類聚三代格』の欠佚巻に關する一史料について(『日本歴史』二七〇、一九七〇年)、寒川照雄氏『明文抄』所引の「三代の格」――『類聚三代格』の逸文と校訂をめぐって――(『中央史学』五、一九八二年)参照。

⑫ この太政官符も『三代格』欠佚部分に入る。注⑩前掲飯田・寒川両氏論文参照。

⑬ 注⑨と同様、「已上同助教。」によって「文章博士七」の相当位が「正七位下」となる。なお『類聚国史』卷百七、大学寮、弘仁十二年二月甲申(十七日)条及び『日本紀略』同日条が元の相当位を「従七位官」とするのは誤りであろう。

⑭ この細則は延喜式(大学寮得業生時服条、大膳取下、大炊寮)まで引き継がれている。

⑮ 以上の天平二年官寮が『弘仁格抄』式部下の  
太政官謹奏委細之簡目可披合  
天平二年三月廿七日

に相當することも問題ないであろう。

⑯ 桃氏著書二七―三〇頁。注⑩前掲野村・早川両氏論文、川北祐之氏「神龜五年七月廿一日勅について――唐格の傳來に關して――」(『皇学館大学史料編纂所報』四二、一九八一年)、柳井滋氏「八世紀の大学寮――『文章館圖』の背景――」(『講座日本教育史』一、第一法規、一九

八四年）、岩沢豊氏「律令官人の出身と大学寮」（『国史談話会雑誌』二六、一九八五年）等の理解は桃説を踏襲したものと見られる。堀内秀晃氏「平安初期の大学寮——文章道を中心に」（『国語と国文学』五〇—一〇、一九七三年）は桃氏に従い、「生廿人」を神亀五年勅文としては誤りとしながら、文章生も明法生も博士の設置と同時に置かれ、その定員が天平二年に定められたとする。

① サイマル出版会、一九六八年。但し本稿ではその全面的改定増補版である『日本古代学校の研究』（玉川文学出版部、一九九〇年）によることとし、以下久木氏著書と略称する。その七七、八八—八九頁。

② 『日本古代学校教育の興衰と中国の関係——中国教育文化圏在東亜之形成的研究之二——』（学海出版社、一九七七年）。但し本稿ではその増訂版である『日本古代学制与唐制的比較研究』（同社、一九八六年）による。その一三二頁。

③ 「勸学院創設の背景」（『史学』五〇—一—四、一九八〇年）。

④ 村上唯雄氏「律令国家に於ける教育制度の研究——考試制度の第一次変革についての考察——」（『教育学研究』二二—一三、一九五四年）は、天平二年に新設されたのは得業生制度で、文章生等諸生の設置はそれ以前の神亀五年とせざるをえないと述べ、その点では本稿と結論を同じくする。しかし弘仁十二年二月十七日付太政官符を根拠に文章博士相当位が天平二年に正七位下と定められたとする点、神亀・天平の学制改革によって令制の秀才・進士試が文章得業生・文章生を簡抜するための文章得業生試・文章生試に改組されたとする点には、本稿の結論から言って全く従うことができない。

⑤ 桃氏著書二七頁。

⑥ 『上代日本漢文学史』（日本書院、一九四七年。但しこの書は山岸徳平氏の校訂による遺著であり、年譜によれば執筆は大正末から昭和初めにかけての頃であるらしい）七四—七五頁。以下柿村氏著書と略

称する。

⑦ 「壘田永年私財法の変質」（宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究』古代中世篇、吉川弘文館、一九六七年。後に『律令国家と古代の社会』、岩波書店、一九八三年に再収）・「類聚三代格」（『国史大系書目解題』上、吉川弘文館、一九七一年）。

⑧ 「弘仁格の編纂方針について」（『史観』九八、一九七八年）。

⑨ 注⑧前掲川北氏論文。なお日本の直講については中野高行氏「八九世紀における大学明経科教官の特質」（『史学』五四—四、一九八五年）を参照。

⑩ 管見では『拾芥抄』中、官位唐名部に文章博士の別称として「文章学士」が挙げられているのが目につく程度である。しかしこれは「弘仁格」あるいは「三代格」を見ての記述である可能性が高いと思われる。

⑪ 同じく『拾芥抄』に明法博士の別称として「律学博士」が見える程度である。

⑫ 文章科については前述したように大塚氏、明法科については早川氏（注①前掲論文）がこの立場をとっている。

⑬ 職員令大学寮条古記は「助教」とするが、古記が引用される際に生じた誤りであろう。

⑭ 『令集解』職員令大学寮条、選叙令秀才出身条。『弘仁格抄』式部上によって「天平」を「延暦」と改めるべきことについては桃氏著書一—五頁に指摘がある。

⑮ 利光三津夫氏「奈良時代における大学寮明法科」（『法学研究』三九—一三、一九六六年。後に『律令制とその周辺』、慶応通信株式会社、一九六七年に再収）は、神亀五年以前に見える大学明法博士・明法博士・明法師・律師・令師の問題から、明法科が和銅年間には設立されていたとし、それをうけて東野治之氏「奈良時代における『文選』の

普及』（大版歴史学会編『古代国家の形成と展開』、吉川弘文館、一九七六年。後に『正倉院文書と木簡の研究』、塙書房、一九七九年に再

収）は文章科の設置も奈良時代初期からであろうとした。確かに大学寮で律令や文選・爾雅を講じる臨時の講師とそれについて学ぶ一群の学生は存在したであろう。しかし神亀五年以前に明法生・文章生の存在が確認できない現段階では、正規の官としての専任教官と専攻学生からなる学科としての両科の成立は、やはり同年に求めるべきであろう。

③② 桃氏著書二六〇頁。

③③ 国史大系本文は「文章士」、頭注によれば萩野由之氏旧蔵塙保己一校本写本は「文章博士」とし、『令抄』（群書類従律令部所収）は「文章生」とする。今しばらく対句の字教に着目して校本に拠った。しかし諸本の精査とそれに基づいた再検討が必要なることは言うまでもない。また、「无端大事」との対応から見ても、この「文章博士」を文章科教

官としての文章博士と即断することはできない。「文章博士」と送り仮名を付けたのはそのためである。

③④ 岸俊男氏「班田図と条里制」（『国史学論叢』、魚澄先生古稀記念会、一九五九年。後に『日本古代籍帳の研究』、塙書房、一九七三年に再収）。

③⑤ 久木氏（著書八三〇七八頁）は、学生資格を天平二年に雑任・白丁に限定して令制本来の大学入学資格保持者の蔭子孫・位子を排除した学科が、国家試験の最高峰である秀才試の受験科として設置されたと考えられないから、文章科は宮廷詩人養成所として創立されたこと、藤子孫・位子を排除するのではなく雑任・白丁にも門戸を解放するものであったことが明らかになった以上、氏の論は全く成り立たない。

## 第二章 文章得業生試の成立

前章における検討を踏まえ、本章では文章得業生試の成立を中心に延喜式に至るまでの課試制度について考察する。

### 第一節 弘仁・延喜両式部式試貢人条の検討

九条家本延喜式紙背『弘仁式式部下断簡』<sup>①</sup>の存在により、我々は課試制度と学科制度の対応関係を示す式部式試貢人条を弘仁・延喜両式について直接比較することができる。

#### ○弘仁式部式下

試貢人及雑色生<sup>a</sup>

秀才進士者。依二本司解。具狀申上太政官。下符訖預定試日。宣示本司。其日質明。卿以下就座。本司就省掌東座。座定丞

承<sub>レ</sub>卿<sub>レ</sub>処分。命<sub>レ</sub>録曰。令<sub>レ</sub>奉<sub>三</sub>上候司。録称唯命<sub>三</sub>史生。史生称唯命<sub>三</sub>省掌。省掌称唯命曰。候司<sub>レ</sub>参上。本司称唯引<sub>三</sub>貢人<sub>一</sub>就<sub>三</sub>版位<sub>一</sub>。貢人退<sub>三</sub>在<sub>三</sub>屏下<sub>一</sub>。録披<sub>レ</sub>簿唱之。具称本名貢人称唯就<sub>三</sub>後版位<sub>一</sub>。丞命曰。召之。本司称唯昇<sub>レ</sub>自<sub>三</sub>西階<sub>一</sub>就<sub>レ</sub>座。丞亦命曰。待坐。貢人称唯昇就<sub>レ</sub>座。使部置<sub>三</sub>筆硯於貢人前<sub>一</sub>。卿若輔自脩<sub>三</sub>問頭<sub>一</sub>。輔以上若不自脩。則令<sub>レ</sub>當時文人擧<sub>レ</sub>事者爲之。授<sub>レ</sub>之。歴<sub>三</sub>見丞以上<sub>一</sub>。衆許諾。訖省掌就<sub>三</sub>丞後<sub>一</sub>受<sub>レ</sub>之。授<sub>三</sub>貢人<sub>一</sub>。当日<sub>レ</sub>对了。其進士更取<sub>レ</sub>他日。帖。試所<sub>レ</sub>說文選<sub>レ</sub>釋。卿与<sub>三</sub>輔以下<sub>一</sub>共定<sub>三</sub>等第二<sub>一</sub>唱示。其及<sub>レ</sub>第者具<sub>レ</sub>状申<sub>三</sub>太政官<sub>一</sub>。奏聞叙位。其明経。明法。算等生者。亦依<sub>三</sub>本司解<sub>一</sub>。具<sub>レ</sub>状申<sub>三</sub>太政官<sub>一</sub>。（以下諸國貢人の規定）

○延喜式部式下

試<sub>三</sub>貢人及雜色生<sub>一</sub>

<sup>a'</sup>文章得業生者。依<sub>三</sub>本司解<sub>一</sub>。具<sub>レ</sub>状申<sub>三</sub>太政官<sub>一</sub>。下<sub>レ</sub>符訖預定<sub>三</sub>試日<sub>一</sub>。宣<sub>三</sub>示本司<sub>一</sub>。其日<sub>レ</sub>質明。卿以下就<sub>レ</sub>座。本司就<sub>三</sub>省掌東座<sub>一</sub>。座定丞承<sub>三</sub>卿処分<sub>一</sub>。命<sub>レ</sub>録曰。令<sub>レ</sub>奉<sub>三</sub>上候司<sub>一</sub>。録称唯命<sub>三</sub>史生<sub>一</sub>。史生称唯令<sub>三</sub>省掌<sub>一</sub>。省掌称唯命曰。候司<sub>レ</sub>参上。本司称唯引<sub>三</sub>貢人<sub>一</sub>就<sub>三</sub>版位<sub>一</sub>。貢人在<sub>三</sub>屏下<sub>一</sub>。録披<sub>レ</sub>簿唱之。具称本名貢人称唯就<sub>三</sub>後版位<sub>一</sub>。丞命曰。召之。本司称唯昇<sub>レ</sub>自<sub>三</sub>西階<sub>一</sub>就<sub>レ</sub>座。丞亦命曰。侍<sub>レ</sub>座。貢人称唯昇就<sub>レ</sub>座。使部置<sub>三</sub>筆硯於貢人前<sub>一</sub>。卿若輔自脩<sub>三</sub>問頭<sub>一</sub>。輔以上不自脩。則得上宜。令<sub>レ</sub>當時文人擧<sub>レ</sub>事者問<sub>レ</sub>之。命<sub>三</sub>史生<sub>一</sub>授<sub>レ</sub>之。歴<sub>三</sub>見丞以上<sub>一</sub>。衆許諾。訖省掌就<sub>三</sub>丞後<sub>一</sub>受<sub>レ</sub>之。授<sub>三</sub>貢人<sub>一</sub>。当日<sub>レ</sub>对了。其進士時務策。更取<sub>レ</sub>他日。帖。試所<sub>レ</sub>說文選<sub>レ</sub>釋雅。卿以下与<sub>三</sub>文章博士及儒士<sub>三</sub>三人等<sub>一</sub>共評定之。及<sub>レ</sub>第者具<sub>レ</sub>状申<sub>三</sub>太政官<sub>一</sub>。奏聞叙位。試<sub>三</sub>擬文章生<sub>一</sub>。亦准<sub>三</sub>此儀<sub>一</sub>。<sup>a'</sup>其明経。明法。算等得業生者。亦依<sub>三</sub>本司解<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>課<sub>三</sub>試<sub>一</sub>之<sub>レ</sub>状申<sub>三</sub>太政官<sub>一</sub>。并進退就<sub>レ</sub>座等。並准<sub>三</sub>上儀<sub>一</sub>。（以下諸國貢人の規定）

筆写の過程で生じたと考えられる脱落や内容上重要でない字句の相違(傍点線)を除いた上で、注意すべき両式の違いの第一は、弘仁式の「秀才進士者」・「其明経。明法。算等生者。」が延喜式で「文章得業生者」・「其明経。明法。算等得業生者。」となっていることである(傍線 a・a')。得業生は天平二年の設置当初から課試受験を強く期待されていたが、延喜式において、得業生試という形で課試制度上正規の受験者として位置付けられるに至っているのである。文章科の「秀才進士者。」から「文章得業生者。」への書き替えは結論的には秀才試への一本化を示すと考えるが、ここではとりあ

えず四科の得業生試への改組の一環をなすものとしておく。

第二は、文章得業生試の問題（出願評定担当者）を式部省の少輔（次席次官）以上が自ら修めない場合の代理を文人から選任する際の手続きとして、「待<sub>ニ</sub>上宣<sub>ニ</sub>」が延喜式に加わっていることである。（傍線b・b'）。本稿ではこれを文章得業生試問頭上宣制と呼称する。

第三は、文章得業生試の評定について、延喜式が「後更定<sub>レ</sub>日。」とし、式部省官人に加えて「文章博士及儒士二三人等」を参与させていることで、いずれも弘仁式にはない規定である（傍線c・c'）。本稿ではこれを文章得業生試評定文章博士儒士参加制と呼称する。

第四は、「試<sub>ニ</sub>擬文章生<sub>一</sub>。亦准<sub>ニ</sub>此儀<sub>一</sub>。」なる全く新しい一節が延喜式に加わっていることである（傍線d）。これは擬文章生を試験して文章生を選抜するという規定であり、本稿ではこれを擬文章生試と呼称する。

以上から、式部式試貢人条について弘仁・延喜両式の間はかなり大きな違いがあり、かつ文章科がその制度変更の中軸に位置することが見えてきた。ここにおいて弘仁・貞観・延喜式の式部・大学式の課試と学科に関する規定の変遷を辿ることが課題として設定されるが、その作業には大きな障害がある。なぜなら右に取り上げた弘仁式部式試貢人条を除くと、弘仁・貞観両式の関連条文は逸文としてしか知りえないからである。また貞観式の体裁の問題もある。即ち貞観式は、弘仁式の規定に改訂を加える必要のない場合は条文文化を省き、改訂する場合には弘仁式を引用しつつ「今案」として現行制度を説明し、弘仁式以後の新制度については新しく条文文化する、という形を取ることが式研究によって明らかにされている<sup>③</sup>。従って文体までも含めた弘仁・貞観両式文の復原は非常に困難なのである。そこで本稿では、一つ一つの制度・規定が内容的に弘仁・貞観・延喜のどの式で成立したかを、式部・大学式を完存する延喜式から遡源的に考察する手法によって、上記の課題を解いていくことにしたい。

第二節 天長四年官符と研究史の整理

具体的な作業の前に、これまで明らかにされていることを整理せねばならないが、その際に避けて通れない天長四年六月十三日付太政官符にまず検討を加えておきたい。

太政官符

心ト補ニ文章生并得業生ニ復シ旧例ト事

右得ニ式部省解ニ備。大学寮解備。文章博士五位下都宿禰腹赤牒備。天平二年三月廿七日格備。文章生廿人。簡ニ取雜任及白丁聰惠。不レ須レ限ニ年多少ニ者。而省去弘仁十一年十二月八日符備。太政官去十一月十五日符備。案唐式。昭文崇文兩館學生。取ニ三品已上子孫。不レ選ニ凡流ニ。今須ト文章生者取ニ良家子弟ニ。寮試ニ詩若賦ニ補レ之。選ニ生中稍進者ニ。省更覆試。号為ニ俊士ニ。取ニ俊士翹楚者ニ。為ニ秀才生ニ者。今謂ニ良家ニ。偏拋ニ符文ニ。似謂ニ三位已上ニ。縱果如ニ符文ニ。有レ妨ニ學道ニ。何者大学尚レ才之処。養ニ賢之地也。天下之俊咸來。海内之英並萃。游夏之徒。元非ニ卿相之子ニ。楊馬之輩。出レ自ニ寒素之門ニ。高才未必貴種。貴種未必高才。且夫王者用レ人。唯才是貴。朝為ニ廝養ニ。夕登ニ公卿ニ。而況区区生徒。何拘ニ門資ニ。窃恐悠悠後進。因レ此解體。又就ニ中文章生中ニ。置ニ俊士五人。秀才ニ二人ニ。至ニ于後年ニ。更有ニ勅旨ニ。雖レ非ニ良家ニ。聽レ補ニ之俊士ニ者。良家之子。還居ニ下列ニ。立レ号雖レ異。課試斯同。徒增ニ節目ニ。無レ益ニ政途ニ。又依レ令有ニ秀才進士二科ニ。課試之法。難易不レ同。所以元置ニ文章得業生二人ニ。隨ニ才学之淺深ニ。擬ニ二科之實舉ニ。今專曰ニ秀才生ニ。恐レ必ニ科者稀矣ニ。望請。俊士永從ニ停廢ニ。秀才生復ニ旧号ニ。選ニ文章生ニ。依ニ天平格ニ。謹請ニ処分ニ者。寮依ニ解狀ニ申ニ送省ニ。省依ニ解狀ニ。請ニ官裁ニ者。正三位行中納言兼右近衛大将春宮大夫良岑朝臣安世宣。奉レ勅依レ請。

天長四年六月十三日<sup>④</sup>

この官符は弘仁十一年制に対する都腹赤の批判を認め、文章科を旧制に戻すというものである。

天平二年格（第一章で明らかにしたように神龜五年勅によるとすべきである）以来、文章科（同様に大学寮四科とすべきである）入





(注) 点線については都腹赤の主張の二を参照。

学には身分制限がなかったが、弘仁十一年に三品以上の子孫を取り凡流を選ばない唐の昭文崇文兩館学生<sup>⑤</sup>になら<sup>⑥</sup>い、文章生を「良家子弟」に限ることになった。まず大

し、次に式部省がその中からやや進んだ者を試験で五人選抜して「俊士」とし、さらにその中から抜きんでた者二人が選ばれて「秀才生」とされたのである。「秀才生」はその名の通り秀才試を受験すべき者として位置付けられていたと考えられる。以上の新文章科制度を図式化したのが図2である。

この新制度に批判を加えたのが都腹赤である。腹赤の主張は以下の三点である。

一、貴族化は人材登用の理念と矛盾する。

二、後に良家でなくとも俊士に補すことを認めたため、良家の文章生が良家にあらざる俊士の下となり、貴族化政策としても破綻している。秀才生・俊士と名称が別でも、課試を受験する際の扱いが(秀才試を受験させることにおいて)⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂

文章得業生試の成立を天長四年とする結論において私は三氏と説を同じくするが、二つの大きな問題があるとせねばならない。

一つは、天長四年官符によって「秀才生」が旧号「文章得業生」に復帰しても、そのことが直ちに式文冒頭「秀才進士者。」の「文章得業生者。」への改訂をもたらすとは言えないことである。おそらく三氏は秀才生の秀才試に必ずべきものという性格が名称復帰後の文章得業生に制度的に直接繼承されたと想定して立論されたのであろう。私はその想定を結論的には支持するが、官符の文面は、文章得業生は秀才・進士兩試に必ずべきものという旧制を守ろうとする腹赤の主張を採択するものとなっている。従ってそれがそのまま認められたならば、式文冒頭は弘仁十一年新制以前の制度の集大成である弘仁式の「秀才進士者。」のまままでよいということになるはずである。この問題の解決は他の史料をも用いて図っていくべきであらう。

もう一つは、僅かに宮地氏が延喜式に「後更定<sup>レ</sup>日。」が加わり手続きが一層丁重になっていると指摘された以外は、三氏の関心が文章得業生試の成立にしか注がれず、他の三科の得業生試や擬文章生試の成立といった重要な問題が何ら検討されていないことである。

右の三氏の説に対して桃・久木両氏は以下のように論じられた。

まず得業生試の成立について。

桃氏は、天長四年官符によって文章科は旧制に復したものの、秀才生の秀才試のみに応じるという性格は文章得業生にそのまま継受され、秀才試受験者が文章得業生に限られるようになったとする(文章得業生試の現行法としての成立)。そしてその式としての法文化は『日本紀略』延喜十三年(九一三)五月四日条に載せる宣旨

諸道得業生課試期七年已上。方略試文章得業生并擬文章生、召博士上薦二三人。

によってなされたと述べられた。この宣旨により課試受験者が得業生に限られることとなって文章科及び他の三科の得業

生制度が確立し、それを基に延喜式で試貢人条が改訂されたものである<sup>⑬</sup>。久木氏は、天長四年官符による文章科制度の完全復旧と九世紀半ば以前における文章得業生試の（現行法としての）成立<sup>⑭</sup>という点で見解を異にするものの、得業生試の制度的に明確な規定化を延喜十三年宣旨によるとする点は桃氏と同じである。

次に擬文章生試の成立について。桃氏は擬文章生の初見を元慶六年（八八二）の「擬生矢田部名実<sup>⑮</sup>」とし、擬文章生試の創始もそれに近からうとし、得業生試と同様に延喜式での式文化を想定しておられる。久木氏は、『都氏文集<sup>⑯</sup>』巻五の「評定擬文章生詩第事」に合格者として見える「御船弘方」が『菅家文章<sup>⑰</sup>』57「冬曰、賀三船進士登科、兼感三流年。」の「船進士」その人とすれば、擬文章生の初見は貞観十二年となるとして桃説を訂正する。さらに島田忠臣の『田氏家集<sup>⑱</sup>』下の「省試。賦得珠還三合浦。用三神為韻。限三六十字。」の年次が『菅家文章』1「月夜見梅花。」の詩題注の「田進士」（＝文章生島田忠臣）以前であるから、道真の詩の作られた斉衡二年（八五五）には文章生試が省試として行われており、従って擬文章生も存在していたであろうと述べた。しかしその成立については、文章生試が寮試として行われたことの確認できる最後の天長二年（八二五）以後とした上で、承和元年（八三四）の文章博士増員（一名と二名<sup>⑲</sup>）と同時かどうか徴すべき史料がないとして判断を保留しておられる。式文化についての言及はないが、貞観式でということになるであろう。

両氏の研究によって、大学寮四科全体の得業生試と文章科の擬文章生試の成立の問題が初めて検討課題として取り上げられたことは、高く評価されてよいと思う。

しかし桃氏が天長四年に文章得業生試が現行法上成立したとし、久木氏も九世紀半ば以前にそうであるとしながら、その式文化が貞観式でなく延喜式においてであり、しかも延喜十三年宣旨を法源としたとする点は理解し難い。それは両氏が、天長四年官符により式制度上は弘仁式が維持されることになったと判断されたからであろうが、やはりこの問題は他の史料をも用いて解決すべきなのである。また擬文章生試の成立についても久木氏による研究の進展は評価できるものの、氏がそれを文章生試の省試としての成立と同一事とされるのは（結論的にはよいと私も思うが）厳密さを欠いており、再検討

が必要である。以下次節において詳論することにした。

### 第三節 延喜式部・大学式の遡源的考察

#### 1 得業生試

桃・久木氏が延喜式での試貢人条の得業生試制度への改訂の法源とした延喜十三年宣旨が、何を定める法令だったのかを明らかにすることから、考察を始めた。

桃氏も説かれるように、宣旨の「諸道得業生課試期七年已上。」は延喜式の

凡得業生。補了更学七年已上。可課試之状。依本司解申レ官。

（式部式上）

凡得業生者。補了更学七年已上。不レ計前年。待本道博士举。録下可課試之状上申レ省。国貢学生 准此。

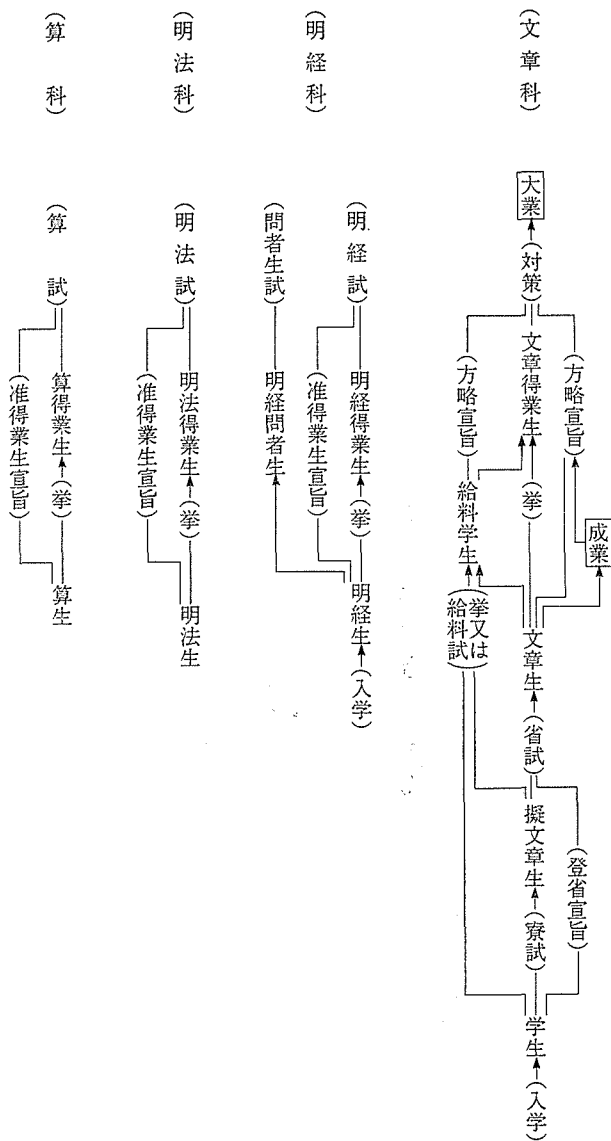
（大学式）

の傍線部分の法源となるものである。<sup>②</sup> また「方略試文章得業生并擬文章生」は、「文章得業生に方略試、擬文章生に文章生試を受験させた場合（の評定）には」という意味と考えられるが、それについて「召博士上臈二三三人」というのは、延喜式部式試貢人条の「与文章博士及儒士二三三人等一共」及び式部式上の

凡擬文章生者。春秋二仲月試之。試了喚文章博士及儒士二三三人。省共判定其等第。奏聞即補之。文章得業生試了判定奏聞亦同。

の傍線部分のものとなり、『朝野群載』（以下『群載』と略称）巻十三に収める二通の「式部省詩試評定文」及び三通の「式部省対策文評定文」の署名欄が文章博士二人、二・三人の儒士と省輔二人からなっているのはこの規定に基くものと考えられる。<sup>③</sup>

しかしながら、この延喜十三年宣旨が以上のように評価できるとしても、そのことと式部式試貢人条の得業生試制度への改訂とは切り離して考えなければならぬ。なぜなら得業生試の式文化は貞觀式でなされたと考えざるを得ないからである。



(注) 「算試」は、原図では「算得業生試」となっているが、「明経試」・「明法試」との統一を取るべく改めた。

まず『都氏文集』巻五の「評」定蔭子從八位上長統朝臣貞行時務策文第一事」を見てみよう。

謹案ニ国家之制ハ、文章得業生及擬文章生等、得レ試定レ策、皆有ニ四科。至于進士、独設ニ二科。因レ此頃年者、此業者徒有ニ点額之愁、未レ見ニ番儲之勢。今貞行之对、推ニ之甲乙、驗而難レ登。設有ニ丙丁、跋而可レ及。

都良香の評定文の趣旨は、進士試が甲乙丙丁の四段階評定方式であれば長統貞行を丙か丁で及第させられるが、実際は選

叙・考課令による甲乙の二段階方式<sup>24</sup>なので不合格とせざるを得ない、というものである。重要なことは、この評定文が書かれた当時（良香の卒する元慶三年<sup>25</sup>以前）の「国家之制」が「文章得業生及擬文章生等、得<sup>レ</sup>試定<sup>レ</sup>第、皆有<sup>二</sup>四科<sup>一</sup>。」だったということであり、これによって延喜式部式試貢人条に見るような文章得業生試・擬文章生試は、貞観十三年（八七二）撰進施行の貞観式で既に式文化していたと見なければならぬであろう。そして文章得業生試の評定が「四科」即ち四段階方式<sup>26</sup>で、進士試がそれと別に行われていたということは、文章得業生試が上上・上中・上下・中上を及第とする令制秀才試<sup>27</sup>の後身であること、つまりそれが秀才試として行われたことを示すものである。

次に文章科の「方略宣言」と他の三科の「准得業生宣言」を取り上げてみよう。

これらの宣言は、桃氏の作成された平安時代課試制度図（図3）<sup>28</sup>によれば、正規の受験者である得業生以外の者が受験する際に蒙るものである。文章科のそれが「方略宣言」と呼ばれるのは、文章得業生試が方略策二条を課す秀才試として行われることを裏打ちしている。私はこれらの宣言が得業生試成立を考えるのに有効なメルクマールになると考える。即ち方略・准得業生宣言を確認できる時点には大学寮四科の得業生試が制度として成立していると言えるはずなのである。

ではその実例は四学科それぞれについてどこまで遡りうるかというと、文章科では貞観年間の菅野惟肖・滋野良幹（十五年）<sup>29</sup>、明経科では貞観十八年以前の小野当岑<sup>30</sup>、明法科では村上朝（九四六〜九六七）の檜前春風<sup>31</sup>、算科では貞観七年の大宅浄統<sup>32</sup>である。これらの宣言の制度が個別に成立したとは考え難いから、最も古い貞観七年を取ってそれ以前に遡るとしてよいであろう。従って大学寮四科の得業生試は、貞観式の撰進施行によって初めて定められたのではなく、貞観七年以前に成立していたのが貞観式に定着せしめられたと言うべきである。

最後に、国史所見の課試関係記事を検討してみたい。国史における、薨卒伝の形でない、課試の結果及びそれに伴う叙位についての記事を集めたのが表1である。一見して明らかのように受験者が全て得業生で、文章科の受験科目が知られる限り皆秀才試であることが重要である。私はこれを、文章得業生の受験の秀才試への一本化を含む大学寮四科の得業生

表1 国史所見の課試験係記事

国史	年月日	身分	受験者	備考
統日本後紀	承和六・一・五癸未	文章得業生	菅原是善	中上、進叙三階
統日本後紀	一〇・五・一五癸卯	〃	和氣貞臣	不第
日本三代実録	天安二・九・一五癸酉	明経得業生	刈田善安雄	奉試及第、進二階
日本三代実録	貞観二・六・一四癸巳	前文章得業生	味酒文雄	对策及第、加叙三階
日本三代実録	〃 一二・九・一一庚申	文章得業生	菅原道真	中上第、加進三階の 下により加叙一階
日本三代実録	元慶七・一二・二七己未	〃	紀長谷雄	丁科、叙位三階

注(1) 文章科の「三階」、明経科の「二階」の昇叙は、秀才・明経試の中上第合格によるものである。序注⑨前掲野村氏論文参照。

注(2) 紀長谷雄の「丁科」については本節5(3)を参照。

注(3) 大学寮四科以外の課試験係記事として日本三代実録貞観八・五・九壬子条に「医得業生狛人野宮成のそれ(奉試及第、進位二階)がある。」

試が成立したことを踏まえて、得業生の課試の結果が国史に記されるようになったからではないかと考える。とすれば得業生試の成立は承和六年(八三九)以前に遡る可能性があるということになるであろう。

以上三つの視角から検討を加えてきたが、その結果として、得業生試の成立が遅くとも貞観七年以前、さらには承和六年以前に遡りうることを明らかにできたと考える。

## 2 文章得業生試問頭上宣制

初見は『符宣抄』第九の都良香に文章得業生藤原佐世を問わしめよとする貞観十六年七月二十三日付宣旨だが、同じく『符宣抄』第九に都良香に尾張掾滋野良幹を問わしめよとする貞観十五年五月二十七日付宣旨がある。良幹は文章得業生でないが、方略宣旨を蒙った後は同じ扱いを受けると考えられるから、この制度の成立は貞観十五年以前に遡る。

3 文章得業生試評定文章博士儒士参加制

「文章博士及儒士二三人等」の評定への参加が延喜十三年宣旨に基くことは1で述べた。宮地氏が指摘された「後更定日。」は、評定陣の強化に伴って付加された文言と考えられるから、やはり同宣旨を法源とするであろう。

4 擬文章生試

「試擬文章生。亦准此儀。」に関連する延喜式の規定としては

○史料A（式部式上）

凡擬文章生者。春秋二仲月試之。試了喚文章博士及儒士二三人。省共判定其等第。奏聞即補之。文章得業生試了判定奏聞亦同。

○史料B（式部式上）

凡補文章生者。試詩賦取丁第已上。若不第輩。猶願一割者。不限度數試之。

○史料C（大学式文章生試条）

凡擬文章生。每年春秋簡試。以丁第已上者補文章生。縦落第之輩猶願一割。聽任舉之。

がある。「擬文章生」とは

○史料D（大学式擬生条）

凡擬文章生。以廿人爲限。補其闕者。待博士舉。即寮博士共試一史文五条。以通以上者補之。其不任寮家者不得貢舉。

とあるように、定員が二十人で、大学寮の官人と文章博士が選抜試験を行うことになっていた。要するに「試擬文章生。亦准此儀。」とは、大学寮の擬文章生に式部省が二月と八月に詩賦形式の試験を課して、省官と「文章博士及儒士二三人」の評定により、丁第以上を合格として文章生に補する試験であった。文章生を選抜する試験ということでは、延暦八年（七八九）を確実な初見とする寮試<sup>10</sup>としての文章生試と同じだが、擬文章生が正規の受験者として置かれ、省試として行わ



れるという点で大きく異なっている。

擬文章生の用語としての初見は久木氏の指摘の通り貞観十二年でよいが、「登省宣旨」の問題を考えることでその存在をさらに遡って想定できる。「登省宣旨」とは、桃氏が図3で図示されたように、擬文章生でない者が擬文章生試を受験する際に蒙る宣旨である。「符宣抄」第九には、文室朝臣長者等五人を春の文章生試に参加させることを命じる貞観八年閏正月十五日付宣旨を最も古いものとして、二十四通の登省宣旨が収められている。従って貞観八年(八六六)には擬文章生試が成立していたこと、即ち擬文章生が存在していたことが押さえられる。さて久木氏は文章生試が省試として行われたという点から、擬文章生の存在を斉衡二年(八五五)にまで遡らせて考えられた。私は結論として、文章生試が寮試から省試になると擬文章生が設置されるのとは同時であると考えるが、省試として行われることが即擬文章生の存在を示すとするのは問題があると思う。文章生試が先に省試となり、その後で擬文章生が置かれるということも論理的に可能だからである。それはさておき、文章生試の省試としての初見は斉衡二年ではなく、承和六年(八三九)としなければならぬ。紀伝道(文章科)の故実書である『桂林遺芳抄』寮省之試事に

承和六年春五星若連珠二詩。及第三人。

三月廿日判少輔  
藤原氏宗朝臣

孫王茂世王。

桓武御後、仲  
野親王男

三原永道。文長河。

とあるからである。これは承和六年春に行われた文章生試に関する記事である。式部少輔藤原氏宗が判に加わったことが記録に残っている<sup>④</sup>。この文章生試が省試として行われたことを示すものである。従って擬文章生試の成立は貞観八年以前、もしそれが文章生試の省試化と同時にすれば承和六年以前に遡ると言うべきであろう。式への定着は1と同様貞観式でなされたと考えられる。

以上から、延喜式部式試貢人条のうち、文章得業生試・擬文章生試の評定への文章博士・儒士の参加は延喜十三年宣旨を法源として延喜式で式文化するものの、得業生試・擬文章生試の式文化は貞観式でなされたと考えられ、貞観十五年を初見とする文章得業生試問頭上宣旨もおそらく同様であろう。そして得業生試の成立は貞観七年(さらには承和六年)、擬文

章生試のそれは貞観八年（さらには承和六年）以前にそれぞれ遡るのである。ではその成立は何時とすべきであらうか。

私はやはりそれを天長四年に求めるべきではないかと思う。文章得業生試については、秀才生の秀才試のみに応じるという性格が文章得業生に直接継承されたとする『古簡集影』・和田・宮地三氏の想定が有効と考える。擬文章生試については、弘仁十一年制の俊士・文章生と文章生・擬文章生の両制度は定員や試験の方式という点で同一でないものの、式部省・大学寮の二段階選抜がなされることが共通点として注目される。私は、俊士が廃止されるに際して寮試で選抜される擬文章生が新設され、それを正規の受験者とする省試としての文章生試が創始されたと想定してもよいのではないかと考える。さらに、やや決め手には欠けるが、制度というものの体系性・整一性を考慮すれば、他の三科の得業生試も文章科に倣う形で同時に成立したと見てよいのではなからうか。方略・准得業生宣旨、文章得業生試問頭上宣制、登省宣旨等の宣旨についても、得業生試・擬文章生試の成立と同時にまではいかないとしても、それを下ること遠からざる時点に成立したものと推測しておきたい。

もっとも右のような想定には様々な反論がなされよう。得業生試・擬文章生試の成立は天長四年以後承和または貞観までの間ではないか、あるいは両者は別々に成立したのではないか、等々である。しかし私は、天長四年が文章科を中心とする新しい試験・学科制度成立の年であり、その新制度が貞観・延喜式制の基本的な骨格になったと敢えて提論したいと思う。

##### 5 文章生試に関するその他の制度

1～4では、第一節で指摘した式部式試貢人条の弘仁・延喜両式間の相違について考察し、その結果として、延喜式制の基本的な枠組の天長四年における成立と貞観式での式文化を明らかにした。ここではそのことが文章科試験制度の他の規定、即ち4前掲の史料A～Dの成立とどう関わっているかを検討する。

##### (1) 「春秋（二仲月）」（史料A・C）

表Ⅱ 文章生試の実施時期（9世紀末まで）

年	月	日		季	合格者	典拠・備考
弘仁13	9		補	秋	小野 篁	公卿補任承和14年条，経国集卷13「隴頭秋月明」
天長元				秋	春澄 善繩	公卿補任貞観2年条頭書。但し俊土試
" 2				春	藤原 閔雄	文徳実録仁寿3年2月甲戌(14)条卒伝
天長3以前				秋	山田 古嗣	経国集卷13「秋雨」，文徳実録仁寿3年12月丁丑(21)条卒伝
天長4以前				秋	紀 長江	経国集卷13「秋」
"				秋	多治比文雄	経国集卷13「秋興」
承和3				春	安倍 清行	古今和歌集目錄
" 6				春	茂世王道 三永長 文河	桂林遣芳抄
貞観2	4	26	補		都 良香	古今和歌集目錄
" 2	4		補		橘 広相	公卿補任元慶8年条
" 4	4	14		春	菅原道真	菅家文章522，公卿補任寛平5年条
" 8	閏3	15	後	春		符宣抄第9登省宣旨
" 11	10	28	後			"
" 15				春	藤原興範 三善清行	公卿補任延喜11年条 公卿補任延喜17年条
" 18				春	紀長谷雄	公卿補任延喜2年条
元慶2	2	19	後			符宣抄第9登省宣旨
元慶3以前				秋		都氏文集卷5「秋省実」
元慶3	10	10	補		良峯秀崇	古今和歌集目錄
" 8				春	藤原菅根	公卿補任延喜8年条，古今和歌集目錄(「龍園授義」)
" 8	6	21	補		矢田部名実	古今和歌集目錄(「龍園授誓」)。春(菅根と同題)か
仁和2	10	19	後			符宣抄第9登省宣旨
寛平2				秋	藤原道明 橘 澄清	公卿補任延喜9年条 公卿補任延喜13年条
" 5				春	平 篤行	古今和歌集目錄「春天凄風」
" 5				秋	藤原邦基	公卿補任延喜21年条
" 8	2	22	補		紀 淑望	古今和歌集目錄
昌泰元				春	藤原当幹 紀 淑光	公卿補任延喜23年条 公卿補任承平4年条
" 3	2	15	補		平 中興	古今和歌集目錄(但し父の譲によるもの)

凡例1 「補」は文章生に補された月日，「後」はその後に文章生試が実施されたことを示す。

凡例2 年の欄の天長3，4，元慶3以前はそれぞれ任官の初見，経国集の撰進，都良香の卒去によるものである。

史料 A・C によれば延喜式における擬文章生試は春二月と秋八月に行われることになっていた。この式文の成立を考えるために、文章生試が一年のうちの何時実施されたかが知られる事例を集めたのが表Ⅱである。

実施月について見ると、貞観四年・同八年・同十一年・仁和二年は明らかに式文と不一致であり、文章生への補任が九月（弘仁十三年）・四月（貞観二年）・十月（元慶三年）・六月（元慶八年）の場合、試験の実施が二・八月であったかどうかは不明とせざるを得ない。

しかし四季の記載を見ていくと全て春秋であり、貞観四・八年の場合は実施が二月を過ぎておりながら春と記されていることを考慮すれば、前記の不一致例は延引等の事情によるものと解されよう。そして春秋の実施はかなり早く、寮試として文章生試を行う弘仁十一年制下の同十三年には確認できるのである。<sup>⑭</sup> その式文化には次の二つの可能性があらう。

一つは、文章生試の春秋二仲月実施規定は弘仁大学式に遡り、弘仁十一年制でも変わりはなく、後に擬文章生試の成立にともない式部省・大学寮の制度となり、貞観式で史料 A・C の如く省・寮両式文へと規定し直されたというものである。もう一つの可能性は、弘仁大学式には遡らず、弘仁十一年制によって大学寮の制度として創始され、天長四年に及んで省・寮の制度となり、貞観式で初めて式部・大学式（史料 A・C の前身）として成立したというものである。<sup>⑮</sup>

(2) 「試詩賦二」（史料 B）

延暦十五年（七九六）の南淵弘貞のそれを初見とする文章生試奉試及第答案は全て詩賦試の形式になっている。<sup>⑯</sup> 従って弘仁大学式に文章生試を詩賦試として行う規定があったと想定することが可能である。とすれば、その後文章生試の省試化を経て、貞観式で式部式に配置替えされたということになるであらう。

しかし一方、弘仁十一年制がわざわざ「試詩若賦」と言っているのは、弘仁大学式に明文規定がなかったことを示すものかもしれない、とすればこの規定が貞観式部式で初めて成立した可能性もあると思われる。

(3) 「丁第巳上」（史料 B・C）

表Ⅲ 対策評定名称

受験者	評定年月日	評定名称	典 拠
*春澄善繩	天長 七	丙第(後に乙第)	三代実録貞観二・二・一九辛丑条
*菅原是善	承和 六・一・五	中上	統後紀承和六・一・一・癸未(5)条
大江音人	〃 二・四・一九	不第(後に丁第)	公卿補任貞観六年条
山田春城	〃 一二	下科(後に丁第)	文徳実録天安二・六・己酉(20)条
*都 良香	貞観二・六・一九	丙科	古今和歌集目錄
*菅原道真	〃 一二・五・一七	中上	都氏文集卷五、菅家文章 566・567
*藤原佐世	〃 一六	不第(後に中上)	都氏文集卷五、符宣抄第九
菅野惟肖	貞観中	中上	都氏文集卷五、菅家文章 121
*三善清行	元慶 五	不第(後に丁第)	公卿補任延喜一七年条
*紀長谷雄	〃 七	丁科	三代実録元慶七・一二・二七己未条

凡例 \*は文章得業生として受験した者であることを示す。

うまでもない)がなされているのは何に拠ったのであろうか。私はそれを文章生試の評定方式が準用されたものと考え、とすればこの制度の成立は天長七年以前に遡ることになる。<sup>④</sup>

さてその式文としての成立であるが、やはり二通り想定しなければならぬ。

一つは弘仁大学式に遡る可能性である。その場合は擬文章生試成立に基く貞観式部・大学式への規定のし直しが必要となる。

もう一つは貞観式部・大学式で初めて成立してそれが延喜式文(史料B・C)に直接継承されたというものである。その場合、制度の創始は、弘仁十一年制の文章生試、同制の俊士試、その両者、天長四年成立時の擬文章生試のいずれかにあ

第二節でも触れた貞観十二年に御船

弘方等七人を合格とした都良香の評定「丁第」(『都氏文集』巻五)が擬文章生試としては最も古い。しかし表Ⅲを見て頂きたい。これは対策に合格した者(一旦不合格となりながら後に合格と改判された者も含む)のうちその評定の知られる事例を集めたものである。「中上」は選叙令秀才出身条・考課令秀才条に基く令制秀才試の評定だが、それに混じって甲乙丙丁方式の評定(四段階方式だから進士試でなく秀才試であることは言

ると考えられよう。

(4) 「猶願ニ割」(史料B・C)

既に久木氏が文室長省(貞観九年落第、十二年及第・清原善胤(貞観十一年落第、十二年及第)・惟良高望(貞観九・十二年共に落第)・藤原興範(貞観九・十二年共に落第、十五年及第)等の受験事例を挙げて、この規定が貞観式に定められていたのではないかという秀れた指摘をしておられる。私も貞観式での式文化の可能性が高いと思うが、その場合、制度の始源は(3)と同様弘仁十一年か天長四年に求められるであろう。

しかしやはりこれについても、弘仁大学式で成立し、擬文章生試の成立による貞観式部・大学式への再規定化がなされたという可能性を否定し去ることはできないであろう。<sup>④</sup>

(5) 大学式擬生条(史料D)

「試ニ一史文五条。」(一史とは『史記』・『漢書』・『後漢書』の三史のうちの一つ)については『菅家文章』61の詩

書レ懐、寄ニ安才子。

肩昇范漢百篇書 大学門前日出初

若不揚名資祿養 何愁厯尾數行余

君、有<sub>レ</sub>歲莫暫停ニ寮試ニ之嗟。

が注目される。「安才子」が貞観十二年暮に「范漢百篇書」即ち『後漢書』で寮試を受験することになっていたが、それが中止されてしまったという内容で、この制度が当時既に成立していたことが推測できるのである。試験の方式、合格基準、擬文章生の定員についても同様に考えてよいのではなからうか。以上は擬文章生に関わることであるから、貞観式で初めて式文化したことは疑いない。成立も天長四年まで遡りうるのではないかと思う。

「其不<sub>レ</sub>住寮家一者不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>貢奉。」は擬文章生のみについてではなく、学生一般について、課試を受験するには大学寮に

寄宿せねばならないことを定めた規定である。それは延喜十四年(九一四)の三善清行『意見十二箇条』の「請<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>大学生徒食料一事」の

式云。学生不<sub>レ</sub>住<sub>二</sub>寮家<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>薦<sub>二</sub>擧<sub>一</sub>者。比年雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>此<sub>一</sub>式、不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>張<sub>一</sub>行<sub>一</sub>者、依<sub>二</sub>学生無<sub>レ</sub>食也。今須<sub>二</sub>敲<sub>二</sub>勅<sub>一</sub>博士及寮頭等、諸道学生、雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>才<sub>一</sub>芸、不<sub>レ</sub>直<sub>二</sub>寮家<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>貢<sub>一</sub>擧。

によって知ることができる。この規定の成立は、逸文としての初見が延喜十四年<sup>⑤</sup>ということもあり、一般に貞観式においてであると考えられている<sup>⑥</sup>。しかし私は、学令の規定が学生の大学寮内居住を前提としており、令制当初の状況は不明ながらも、奈良時代後半から天長年間(八二四〜八三四)にかけて学生給費財源を充実させる政策が取り続けられていたことを考慮すれば、むしろ弘仁式においてではなかったかと考える。逆に藤原氏の巨大な勸学院が弘仁十二年(八二二)に設立され、遅くとも貞観十四年(八七二)には大学寮南曹としてしかも大学寮の管轄を受けない立場を獲得する<sup>⑦</sup>ような時代に、敢えて寮家居住を強制する制度を新しく定めるとは考え難いのではなからうか。そこで私は、この規定の成立を弘仁式でとし、延喜式において、貞観式で成立した寮試規定の後に組み込まれたと考えておきたい。

以上の考察は、(5)を除く(1)〜(4)のいずれについても、その成立が弘仁・貞観のどちらの式においてであるかを結論付けるには至らなかつた。私見としては、弘仁十一年制から天長四年制への流れを重視して、文章生試については(弘仁式では何ら定められず)全て貞観式で式文化した可能性が高いと考えている。仮に弘仁式に遡るとしても、それは大学式としてであり、式部式も併せた上での成立は貞観式においてであったと考えなければならぬ。つまり延喜式制の骨格はいずれにしても貞観式で成立したのである。その始源については、実質上は弘仁十一年制が重要であろうが、制度上の成立という点では天長四年制を重視すべきことは言うまでもない<sup>⑧</sup>。

## 第四節 文章得業生試成立の前提

前節の考察により、貞觀式で式文化し延喜式に至る文章得業生試・擬文章生試の制度的枠組が、弘仁十一年制の実質を継承する形で天長四年に成立したことを明らかにしえたと思う。ここではその前史を考へることとし、本章の締め括りとして、したい。

まず文章得業生試については、文章得業生の課試受験がもともと秀才試に多く偏っていたであろうことを考へなければならぬ。第一章で明らかにしたように、文章科は秀才・進士試の受験科として設立された学科であり、文章得業生は兩試のより直接的な受験候補者であった。制度的にはそれで尽きるのだが、文章生の中から「性識聰慧芸業優長者」として得業生に選ばれる以上、実際には進士試より秀才試を受ける者の方が多かったと考へられる。逆に文章生からはかなり多くの者が進士試を受けたであろう。従って文章得業生が秀才試を受験することが弘仁十一年以前にかなり定着化していたことを前史として想定しなければならない。

しかしこのことは決して文章得業生試成立の意義を低からしめるものではない。文章得業生が秀才試の正規の受験者として位置付けられたことは課試制度史上やはり特筆するべきことである。そしてそれ以上に重要なことは、文章得業生以外の者も多くが（方略宣旨を蒙って）秀才試を受験するようになったと考へられることである。天長四年（八二七）撰進の『經国集』巻二十には延暦二十年（八〇二）までの進士試の時務策がかなり収められているのに、それ以後九世紀以降の実例は、第三節1で取り上げた『都氏文集』巻五の「評定蔭子從八位上長統朝臣貞行時務策文第事」<sup>⑤</sup>だけである。そこには

頃年者、此業者徒有<sub>二</sub>点額之愁<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>番艦之勢<sub>一</sub>。

とあり、近年進士試の合格者を見ないということであるが、それはおそらく秀才試への受験者集中を背景にしていると考えられる。文章得業生試の成立は令制進士試を空洞化させていったのである。





次に擬文章生試について。延暦八年を確実な初見とし、寮試として行われた文章生試は、本源的には学科学生選抜試験であつて、式部省試として行われる令制課試の秀才・進士試と并列に論じられるようなものではなかったのである。弘仁十一年制以前の文章科制度を図式化すれば図4の如くで、神亀・天平段階の図1と基本的には変わらない。にもかかわらず詩文の才が官界での昇進上有利ということで文章生試に合格することの重要性が高まり、それが弘仁十一年制の貴族化政策を招く要因となったのである。

こうして文章生試が実質上任官試験化すると、より高度で学者コースへと連なる秀才試は別として、いわば一般官人コースと目される進士試の位置付けは低下せざるを得ないのであろう。文章得業生試の成立によって令制進士試が空洞化していったと述べたが、その傾向は弘仁十一年よりも前から文章生試への受験者集中によって始まっていたと考えられる。

以上のような状況を前提として、文章生が進士、文章得業生が秀才と呼ばれるようになっていったと考えられる。菅原清公の薨伝に

学業優長<sup>①</sup>秀才<sup>②</sup>。十七年<sup>(延暦)</sup>对策登科。除<sup>③</sup>大学少允。

とある「秀才」が当時の呼称だったかどうかは留保せざるを得ないが、弘仁五年撰進の『凌雲集』(19)の嵯峨天皇の詩

和<sup>④</sup>進士貞主初春過<sup>⑤</sup>音祭酒旧宅、悵然<sup>⑥</sup>憐<sup>⑦</sup>懷、簡<sup>⑧</sup>布・巨・藤三秀才<sup>⑨</sup>作<sup>⑩</sup>、一絶

に見える「進士貞主」・「布・巨・藤三秀才」は明らかに詩の作られた弘仁三々四年の用語である。前者は大同一二年に文章生試に及第し弘仁五年に少内記に任官した滋野貞主だから、その「進士」は文章生の別称であり、従って後三者に用いられている「秀才」は文章得業生の別称と見てよいであらう。

弘仁十一年制が唐制を持ち出してまでも文章科を貴族化しようとした点を見逃すことはできない。しかし天長四年に廃止されるその点を除けば、文章得業生試・擬文章生試を導き出す母体となつたのであり、それはそれ以前に生じつつあつ

た文章科試験制度の実質上の変質を踏まえたものだったのである。

- ① 『古簡集影』八・九（東京帝國大学史料編纂部、一九二八・一九二九年）に写真採録。国史大系に『弘仁式』として所収。
- ② 弘仁格式が弘仁十一年（八二〇）四月二十一日撰進、天長七年（八三〇）十一月十七日施行、さらに承和七年（八四〇）四月（『続日本後紀』・『類聚国史』巻百四十七は二十二日、『三代格』巻十七は二十三日）に改正遺漏紙綴格式として再施行されたことについては、鎌田元一氏「弘仁格式の撰進と施行について」（大阪歴史学会編『古代國家の形成と展開』、吉川弘文館、一九七六年）を参照。延喜式は延長五年（九二七）十二月二十六日撰進（『上延喜格表式』）、康保四年（九六七）『日本紀略』は七月、『別聚符宣抄』は十月）九日施行。なお貞觀式は貞觀十三年（八七二）八月二十五日撰進、十月二十二日施行（『類聚国史』巻百四十七）。
- ③ 虎尾俊哉氏「貞觀式の体裁——附『式逸々』——」（『史学雑誌』六〇—一二、一九五一年。後に『古代典籍文書論考』、吉川弘文館、一九八二年に再収）・『延喜式』（吉川弘文館、一九六四年）四八〜五二頁参照。
- ④ 『本朝文粹』巻二所収。
- ⑤ 『大唐六典』巻八、弘文館学士、巻二十六、崇文館学士等参照。
- ⑥ 弘仁十一年制下の文章生が実際には三位以上の子孫に限られていなかったことについては、桃氏著書八八頁、久木氏著書一五六頁参照。
- ⑦ 弘仁十一年制下の文章生試が実際に寮試として行われていたことを示す史料としては、久木氏著書一三三・一五六頁に指摘があるように『江談抄』第四の  
逐舞生三羅襪。驚歌起画梁。誠感。其祖為限。第  
 四句任博士。常滿。  
 清岡家伝云。於三大学。行試之。及第者清岡善主也。是則叔父与

姪也。世以為簡。

がある。『日本文徳天皇実録』（以下『文徳実録』と略称）仁寿二年十一月己亥（七日）条の菅原善主卒伝により天長二年のことと判明する。『経国集』巻十四に奉試及第答案の全文を収める。

⑧ 実例としては、桃氏著書八八頁、久木氏著書一五六頁に指摘があるように、『日本三代実録』（以下『三代実録』と略称）貞觀十二年（八七〇）二月十九日辛丑条春澄朝臣善繩傳の「天長之初、奉試及第、被補俊士」がある。この「天長之初」は「公卿補任」貞觀二年条に「天長元秋文章生」（但し「文章生」は誤り）とあるから八二四年のことと考えられる。善繩（当時の氏は猪名部造）の合格答案も『経国集』巻十四に収められている。

⑨ 「立号雖異」の「号」を秀才生・俊士と解するのは柿村重松氏『本朝文粹註釈』（内外出版印刷株式会社、一九二二年）上二一七頁に従う。文章生を選抜する試験と俊士を選抜するそれとは同じではなく、「課試斯同」ではありえない。ゆえにかく解する。

⑩ 注①参照。但しこの解説が「秀才進士者」の「秀才」を弘仁十一年制の秀才生と同一視する誤りを犯していることは、桃氏著書一一〇頁註二の指摘の通りである。

⑪ 『本朝書籍目録考証』（明治書院、一九三六年）二二六頁。

⑫ 「延喜式について」（史学会創立五十周年記念『本邦史学史論叢』上、富山房、一九三九年）。

⑬ 桃氏著書八七〜九〇、九八〜一〇一頁、一一〇頁註二・三。

⑭ 久木氏著書一七七〜一七八頁。

⑮ 「秀才科の試験つまり文章得業生試は、九世紀半ば以前、方略試（あるいは方略策、策試）とも呼ばれている」からかく解される。

但し注(20)で例示する貞観十五年五月二十七日付宣旨は文章得業生試問頭上宣旨の初見として取り扱うべきものである。

⑱ 『西宮記』(新訂増補故実叢書本による)巻十一裏書。

⑲ 桃氏著書一〇頁註三、一四頁。

⑳ 久木氏著書一三七～一四〇頁。

㉑ 中村璋八・大塚雅司・阿氏『都氏文集全釈』(汲古書院、一九八八年)による。

㉒ 日本古典文学大系『菅家文章 菅家後集』の作品番号による。解釈については川口久雄氏の注釈の恩恵を蒙ることが多かった。

㉓ 詩に「予対策及第之日、進士得預登科。」とあり、道真の対策及第は貞観十二年五月十七日(『菅家文章』566)であった。

㉔ 群書類従文章部所収。

㉕ 詩題注に「予、時年十一。」とあり、道真十一歳の年は斉衡二年である。久木氏は続けて、「田進士」を編集時の追記として擬文章生設置の下限を貞観二年頃とするが、不適当な考証ゆえに捨象して論じる。

②注⑦参照。

②⑥ 『三代格』卷四所収、同年三月八日付太政官符。『類聚国史』卷百七・『日本紀略』同年四月二十日条参照。増員された一名は、大同三年二月四日に直講一員を振り替えて設置した紀伝博士を振り替えたものである。

②⑦ 『類聚国史』卷百七・『日本紀略』同日条、『三代格』卷四・『令集解』官位令正七位条所収同日付太政官符参照。

②⑧ 桃氏著書一〇〇、二八六頁、二八六頁に「延喜十七年」とあるのは誤りである。

②⑨ 秀才試には方略策二条が課される(考課令秀才条)から、この文章得業生の受験する方略試が秀才試であることがわかる。この部分の解釈の妥当性については、後述する都良香の評定文及び方略宣旨についての考察で明らかにできると考える。

②⑩ 『桂林遺芳抄』(群書類従雑部所収)に載せる、署名欄を有する評定文(文章生試三通、対策二通)は、文章生試評定文一通を除き、儒士の署名を欠いている。これは地の文にある通り儒士不参のため、その際に提出されるのが「奉同状」であった。

凡応<sup>①</sup>参判奉試文之庭諸儒。無故不参。五位已上不預。正月七日若新嘗会節。六位以下奉季禄。(延喜式部式上)

は延喜十三年宣旨を法源として成立した式であろう。

②⑪ 選叙令秀才出身条、考課令進士条。

②⑫ 『三代実録』同年二月二十五日乙酉条。

②⑬ この「四科」の「科」は等級の意味であり、学科や試験のことではない。

②⑭ 選叙令秀才出身条、考課令秀才条。

②⑮ 桃氏著書二四六・二九二・二九八・三〇一頁より転載。文章科の「給料学生」の制度は元慶四年(八八〇)を初見とするが式外の制度(桃氏著書二七五頁参照)、明経科の「問者生試」は正暦四年(九九三)創設の制度(同二九四・二九六頁)であり、本稿の考察では捨象する。

②⑯ 『類聚符宣抄』(以下『符宣抄』と略称)第九所収の承平五年(九三五)八月二十五日付方略試申文(宣旨は同七年十二月十一日)に引く先例に「滋野良幹」、「群戒」卷十三所収の承保二年(一〇七五)五月十四日付方略試申文(宣旨は九月二十四日)に引く先例に「貞観菅野惟尚。滋野良幹。」とある。惟尚については『都氏文集』卷五に「策三文章生菅野惟尚一文二条」・「評定文章生従七位上菅野朝臣惟尚対策文第二事」(中上で合格とする)があり、『菅家文章』121に「余与君、貞観中対策及第。」とある。「君」とは「菅著作」即ち菅野惟尚である。良幹については「符宣抄」第九所収の貞観十五年五月二十七日付宣旨で都良香が問頭に指名され、『都氏文集』卷五に「策三尾張孫滋

野良幹「文二条」がある（但し評定文はない）。

③⑤ 『符算抄』第九所収の安和二年八月十一日付宣旨に先例として見える。『三代実録』貞観十八年四月十一日戊午条に直譜正六位上で初見する。

③⑥ 注③⑤の申文に先例として「先朝楳杵春風」と見える。

③⑦ 『符算抄』第九所収の康保四年十一月二十七日付式部省勘申に「右大臣貞観七年四月七日宣奉勅。算生大宅淨統。宣旨准得業生令課試上者」とある。

③⑧ 以上の方略・准得業生宣旨の実例の初見については桃氏も把握していた（著書二八九・二九六・二九九・三〇二頁）。但し菅野惟肖・滋野良幹・小野当等の年次関係史料は筆者の収集に係るものである。久木氏は延喜十三年宣旨以後の方略・准得業生宣旨を収集している（著書一八五頁注（26））が、それが無意味なことは言うまでもない。

③⑨ 『続日本後紀』（以下『続後紀』と略称）承和九年（八四二）十月丁丑（十七日）条の菅原清公薨伝に「弱冠奉試、補文章生」とあり、享年七十三歳から逆算して弱冠二十歳は延暦八年となる。既に桃氏著書八七頁に指摘がある。

④⑩ 大学寮の一学科の学生を選抜する試験だから、寮試として行われるのが本来的であり方である。第四節参照。なお本稿で言う文章生試は、神亀五年から想定しうる単なる文章科学生選抜試験ではなく、詩賦試によって文章生を補するようになってからのものを指す。『扶桑略記』・『鑑鸞抄』上・『群載』卷十三・『中歴』第十二・『桂枝遺芳抄』・『年中行事抄』・『年中行事秘抄』・『師光年中行事』・『大日本史』等が進士試・文章生試・擬文章生試の開始を神亀五年とするのは、(1)文章生が後に進士と呼ばれるようになったことや(2)文章生が後に文章生試・擬文章生試によって選抜されるようになったことを、文章生の設置された神亀五年に遡らせてなした記述にすぎないと考える（令制進士

試が同年以前に行われていたことは柿村氏著書一〇三頁に既に指摘がある）。

④⑪ 判に加わった他の官人達の署名は脱落したのであろう。ちなみに當時の式部卿は葛原親王、大輔は藤原衝であった。

④⑫ 『文徳実録』仁寿二年二月乙巳（八日）条滋野真主奉伝「大同二年奉文章生試一及第」の「奉」を「春」とする異本があり、国史大系頭注は「春奉」の二字に作るべきかとするが無理であろう。「春」は「奉」の誤写と考えるべきである。

④⑬ 宮城栄昌氏「弘仁・貞觀式逸」（『横浜国立大学人文紀要』第一類哲学社会科学七、一九六二年）は応和元年（九六一）六月二十日付式部省奏の一節「擬文章生者。毎年有奉春秋之試。明為朝典。載在式条。」（『符算抄』第七、『群載』卷八。引用は前者に拠る）を貞觀式部式の参考欄に採録しているが、式部式文としての成立という点で妥当な見解と言えよう。

④⑭ 既に久木氏著書一三二頁に指摘があるように、『経国集』卷十四に奉試及第答案が収められ、「公卿補任」天長二年条に「弱冠推補文章生」とある。久木氏は弘貞二十歳の年を「公卿補任」の生年記載によって延暦十四年としたが、私は「公卿補任」・『日本紀略』で一一致する享年から逆算した。

④⑮ 『経国集』卷十三・十四はその宝庫である。

④⑯ 『日本後紀』弘仁二年正月丙辰（二十一日）条の菅野真道の「涉学謝於甲科」（宝亀九年二月任少内記以前、同六年六月丙寅（二十七日）条の賀陽豊年の「射策甲科」（延暦十六年二月九日文章博士見任以前）は、おそらく秀才試についての記述であろう。しかしこれらは優秀な成績で合格したことを修辭するための表現であり、必ずしも當時の秀才試の評定に甲乙丁方式が用いられていたことを示すものではない。

④⑦ 久木氏著書一三七〜一三八、二〇三頁。但し氏はそれを学令先読経文条の大学寮内年終試三年連続下第者退学規定の廃止と論じるが、学業考査としての年終試と資格考査としての文章生試を同じ次元で扱うべきでないとする高明士氏著書二三〇頁の批判が有効であると考えらる。

④⑧ 宮城榮昌氏『延喜式の研究』論述篇(大修館書店、一九五七年)四〇一頁は、史料Bの成立を貞観式においてとする。史料Bは(2)・(3)・(4)から構成されており、いずれもその成立を弘仁・貞観のどちらの式と決することはできないが、式部式文としての成立という点で妥当な見解と考える。しかし氏がその法源を弘仁十一年制に求める(六七七頁)のは、同制の文章生試が依然として寮試であることからして正確である。

④⑨ 日本思想大系『古代政治社会思想』所収。

⑤① 但し『菅家文章』115に「勅野宮住学曹」なる詩があるから、制度施行はこの詩の作られた元慶七年(八八三)以前に遡る。

⑤② 和田英松氏『式逸』(続々群書類従法制部所収)、宮城榮昌氏「弘仁・貞観式逸」(注④⑨前掲)、久木氏著書一七四頁。

⑤③ 久木氏が指摘した(著書五八〜五九頁)如く、学令には大学寮内で琴・射を除く楽器演奏と雑戯を禁じる不得作条がある。

⑤④ 桃氏著書五五〜六〇頁、久木氏著書一〇九〜一一三頁。

⑤⑤ 『三代格』卷十二所収、貞観十四年十二月十七日付太政官符。

⑤⑥ 本章の以上の考察は、まず『弘仁式式部下断簡』が弘仁十年末の時点に限って編纂され天長七年に施行された天長七年版弘仁式ではないかとする吉川真司氏「律令官人制の再編」(『日本史研究』三三〇、一九八九年)の指摘を踏まえている。さらに、天長七年の施行以後承和七年の改正遺漏紙繕格式の頒行に至るまで加えられた改正(藤田氏注②前掲論文)が、本稿で扱った規定には何ら関わらず、天長四年の改

革の式文化が全て貞観式でなされたことを前提として立論したものである。しかし吉川氏も述べるように『弘仁式式部下断簡』が何時の式であるかは更に精査を要することである。また承和七年版弘仁式が天長四年の改革を全く取り込んでいないという前提も仮定にすぎないのであり、逆に全てを組み入れて貞観式では手を加える必要がなかったという可能性すらあろう。これらの問題点が残っていることは率直に認めておく。

⑤⑦ 『経国集』卷二十の対策文のうち、一・二首目の紀朝臣真象(天平宝字元年)と三・四首目の中臣栗原連年足(延暦二十年)が秀才試の方略策、五・六首目の道守朝臣宮継(延暦二十年)以下の二十二首が進士試の時務策であることについては、小島憲之氏「風國暗黒時代の文学」上・中(山) (瑞書房、一九六八・一九七三年)を参照。

注⑤⑦参照。

⑤⑧ 鈴木虎雄氏「唐の試験制度と詩賦」・「唐の進士」(『支那学』二一・一〇・四一三、一九二〇・一九二七年)が、唐では既に七五一年には詩賦が進士試に課されていることを指摘しており、日本の文章生試がそれを模倣したのではないかと思われることも考慮すべきであろう。なお『続日本紀』所見の三例の「進士」が文章生の別称ではなく軍士の謂であることについては、松崎英一氏「続日本紀」の「進士」について(『古文化論集』下、森貞次郎博士古稀記念論文集刊行会、一九八二年)を参照。

注⑤⑧に同じ。

⑤⑨ 序注③前掲小島氏著書中(中)(以下小島氏著書と略称)一三三〜一三三七頁参照。

⑥① ⑥①にも「進士貞主」と見え、それにより「巨秀才」が巨勢志貴人(識人)と判る。

⑥② 『文徳実録』仁寿二年二月乙巳(八日)条、『公卿補任』承和九年

条。小島氏著書（一四六七～一四六八頁）は「菅祭主」即ち菅原清公の大学頭在任（弘仁三～四年）に着目して貞主の少内記任官を弘仁二年ではなく五年としたが従うべきである。よってこの詩は弘仁三～四年の作となる。

## 結 語

二章にわたる考証の成果は以下の通り。

神龜五年、秀才・進士、明経、明法、算の課試との対応を図るべく、令制の大学寮は文章、明経、明法、算の四学科に分科し、天平二年には課試受験をより強く期待される存在として得業生が四科に置かれた。その後平安初期に入り、文章試が寮試ながらも任官試験化し、文章得業生の秀才試受験傾向が定着化していたことを受けて、弘仁十一年に貴族化を含む新しい文章科制度が実施される。貴族化政策は天長四年に撤廃されるものの、秀才生・俊士・文章生の制度は文章得業生試・擬文章生試に継承され、他の三科も同時に得業生試に編成替えされる。この天長四年の改革は貞観式で式文化し、それが大枠として延喜式に引き継がれていくのである。

文章得業生試の成立は何を物語るものであろうか。私はそれを対策及第を経て文章博士へと進む学者官人の地位向上をもたらず動きの一つとして評価したい。この年を挟んで、弘仁十二年には文章博士の相当位が正七位下から従五位下に引き上げられ、承和元年には定員が二名に増員される。やや降るが、貞観元年には職田が六町に増やされるなど、弘仁から貞観にかけて文章博士の制度的位置付けは格段に向上する。それと対応するように承和六年には菅原清公が文章博士経験者として初めて従三位に叙され、貞観二年には新制の文章得業生第一号と目される春澄善繩が初めて参議に任じられ、以後菅原是善・橘広相・菅原道真・紀長谷雄・藤原菅根・三善清行等が続いていくのである。

平安初期の文人政治的傾向は、菅原清公や都腹赤等の文章博士を含む、小野岑守・南淵弘貞・朝野鹿取・滋野貞主等多

③ 残る「布秀才」・「藤秀才」を小島氏著書（二二三・一四六八頁）は布留高庭・藤原是雄に擬す。文章得業生の定員は二名である点「三秀才」に問題がないではないが、前文章得業生をも含むとすればよい。

くの文章科出身者の活躍によって、弘仁・天長期には既に顕著になっていった。従って文章科全体の地位向上がその指導教官である文章博士の官職としての重要度を高からしめたと評価すべきである。こうして九世紀後半になって現われてくる新しい様相が学者官人の活躍であり、「通儒」や「文人相軽」の時代の到来であった。

本稿では令制から延喜式制に至るまでの課試と大学寮の制度の根幹部分についての検討を試み、拙いながらもそれを果たしたことと思う。しかし他にも扱うべき問題は多く、それらをも含めて延喜式以後についても取り組んでいく必要がある。また大学寮出身者の官界での活躍に関しても、平安初期の文章科出身者の華々しさばかりが目ざされてきたが、これからは平安時代を通じた官僚制の全体構造の中での位置付けを見据えていくべきであろう。いずれも今の私にはそれを遂げるための準備がなく今後の課題とすることとし、とりあえず本稿で犯した過誤について御批正を讀者諸賢にお願い申し上げます次第である。

① 『三代格』卷五所収 弘仁十二年二月十七日付太政官符、第一章注

② 参照。

③ 第二章注⑨参照。

④ 『三代実録』貞観元年六月二十五日己酉条。それまでは博士職田が五町で最も広く、文章博士は助教・明法博士と同じ四町であった。

『三代格』卷十五所収、延暦十年二月十八日付太政官符参照。

⑤ 『統後紀』同年正月庚申（七日）条、『公卿補任』同年条。清公は弘仁九年に男女の衣服、五位以上の位記、諸宮殿院堂門閤の名称、百官舞踏の方式に闕説し、同十年文章博士として「参集談之事」じるなど（第二章注⑩薙伝）、学者官人としての文章博士の地位向上に大きな役割を果たしたと評価できる。

⑥ 『三代実録』同年正月十六日丁卯条、『公卿補任』同年条、『三代実

録』貞観十二年二月十九日辛丑条の薙伝に

（天長）

四年為常陸少目。以秩俸充新精之資。五年賜姪春澄宿禰。兄弟姉妹五人同以預之。後改宿禰為朝臣。停俊士之号。補文章

得業生。七年对策。詞義甚高。式部省評処丙第。

とある。この文面では、善繩が文章得業生になったのは天長五年以後七年以前の如くであるが、「七年対策」以下を統けるための筆法に過ぎないだろう。天長四年の俊士の廃止により文章得業生となり、その「研精之資」に充つく同年に常陸少目に任じられ、七年に対策及第を果たしたと解すべきである。以上から善繩は新制の文章得業生第一号と考えられる。

⑦ 序注②前掲藤永氏の二論文、佐藤宗諱氏「貴族政治の展開」（『講座日本歴史』二古代二、東京大学出版会、一九八四年）。

（京都大学大学院生

Society that unified the elite engineers in the 1920's-1930's, their cautious attitudes toward Japanese aggression, and the choices they made in 1949.

After a part of the Commission relocated to Taiwan with the Kuomintang in 1949 when the Nationalist Government lost the mainland, the economic reconstruction led by former National Resources Commission members was continued as a national economic policy in Taiwan. On the other hand, some members of the Commission remained on the mainland, and went into the reconstruction of Chinese industry under the Communist rule. That is they partly shared the Communist Party's ideas of economic reconstruction. To put it briefly, the legacy of the 'socialization of capital' or 'negation of *laissez-faire* capitalism' left by the National Resources Commission succeeded both on the mainland and in Taiwan after 1949.

## The Establishment of the *Monjō Tokugō* Student Test

by

КОТОН Shinpei

Since Momo Hiroyuki wrote "On the Educational System in Ancient Japan," the study of the institutions of *Daigakuryō Monjō* School, which supplied graduates to the political and the literary worlds in the early *Heian* Era, has not been improved upon much.

In Chapter I, I explain that in 728 the four courses known as *Monjō*, *Myōgyō*, *Myōbō*, and *San*, specializing in Chinese literature, Confucian philosophy, law, and mathematics, were founded at the *Daigakuryō* (the university in ancient Japan). Admission was open to the petty officials and the common people upon passing the entrance examination. In 730, the position of *Tokugō* Student (the scholar) was created in these four



courses. The *Monjō* Course was to train candidates for the *Shūsai* and *Shinji* Tests.

In Chapter II, I assert that the *Monjō Tokugō* Student Test in the form of the *Shūsai* Test, and the Sub-*Monjō* Student Test, which selected *Monjō* Students through the *Shikibushō* (the personnel section in ancient Japan) Examination were established in 827, and that the establishment of the *Tokugō* Student Tests of the three other courses was in the same year. The reformation in 827 was enacted into the *Jōgan Shiki* Law.

The establishment of the *Monjō Tokugō* Student Test can be evaluated as one of the movements that elevated the status of *Monjō Hakase* (the professor of *Monjō* Course), and added a new aspect to the activities of the graduates of the *Monjō* Course in the political world that were already detected in the *Kōnin* and *Tentyō* years (810-834).

## The Date of Composition of Pseudo-Xenophon's *Constitution of the Athenians*

by

NAKATEGAWA Yoshio

The date of composition of this work has been diversely discussed by many scholars since the middle of the last century. They seem to have already found all of the statements in the work that could be clues to the presumption of the date and we could find no new clues. Nevertheless, there is still no generally accepted opinion about the date. This can be attributed to the fact that while each scholar has identified his own clues, none has fully explained why his clues made it possible for him to presume the date. In view of this, it is most necessary to pro-